

株 主 各 位

証券コード 6143
2025年3月6日

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
株式会社 ソディック
代表取締役 兼 CEO社長執行役員
古 川 健 一

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://www.sodick.co.jp/ir/meeting.html>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第49回 定時株主総会」に掲載の資料をご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/6143/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ソディック」又は「コード」に当社証券コード「6143」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月27日（木曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】
後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号 当社本社3階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - （2）インターネットによる方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして扱います。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとして扱います。
 - （3）代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際はお手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会当日の報告事項等の動画は、当社ウェブサイトにて、2025年4月1日以降、配信を予定しております。

株主総会サイト：<https://www.sodick.co.jp/ir/meeting.html>



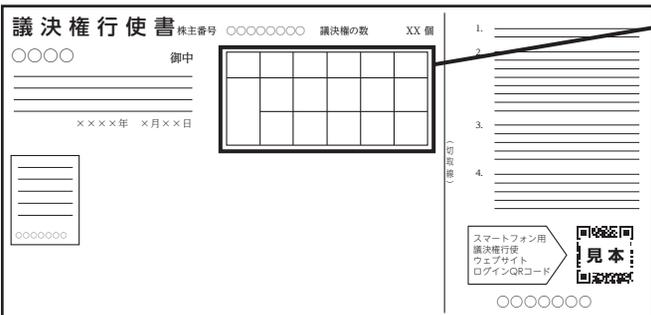


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2025年3月28日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2025年3月27日（木曜日） 午後5時15分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2025年3月27日（木曜日） 午後5時15分入力完了分まで</p>
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年3月27日（木）午後5時15分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び資金収支等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、758,536,050円となります。
なお、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、普通株式1株につき金29円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能の強化を通じてコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第42条として新設するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(第2章) 株式</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第6条</p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条</p> <p>①当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>(第2章) 株式</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p><削除></p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条</p> <p>①当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議<u>または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p>
<p>(第3章) 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p>	<p>(第3章) 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="529 817 819 845">〔第4章〕取締役および取締役会</p> <p data-bbox="374 894 566 921">第19条（条文省略）</p> <p data-bbox="388 971 527 998">（取締役の員数）</p> <p data-bbox="374 1012 459 1039">第20条</p> <p data-bbox="374 1050 693 1078">当社の取締役は15名以内とする。</p> <p data-bbox="616 1127 716 1155"><新 設></p> <p data-bbox="388 1207 527 1234">（取締役の選任）</p> <p data-bbox="374 1248 459 1275">第21条</p> <p data-bbox="616 1286 716 1314"><新 設></p> <p data-bbox="374 1366 954 1470">①当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="374 1484 925 1511">②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="388 1561 527 1588">（取締役の任期）</p> <p data-bbox="374 1602 459 1629">第22条</p> <p data-bbox="374 1640 954 1706">①取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="616 1758 716 1786"><新 設></p>	<p data-bbox="1128 817 1418 845">〔第4章〕取締役および取締役会</p> <p data-bbox="973 894 1184 921">第18条（現行どおり）</p> <p data-bbox="987 971 1126 998">（取締役の員数）</p> <p data-bbox="973 1012 1058 1039">第19条</p> <p data-bbox="973 1050 1553 1116">①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とする。</p> <p data-bbox="973 1130 1474 1157">②当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p data-bbox="987 1207 1126 1234">（取締役の選任）</p> <p data-bbox="973 1248 1058 1275">第20条</p> <p data-bbox="973 1286 1553 1352">①当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="973 1366 1553 1470">②当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="973 1484 1524 1511">③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="987 1561 1126 1588">（取締役の任期）</p> <p data-bbox="973 1602 1058 1629">第21条</p> <p data-bbox="973 1640 1553 1745">①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="973 1758 1553 1863">②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>②補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 23 条</p> <p>①取締役会は、取締役会の定めにより招集するものとし、その通知は、各取締役および各監査役に対して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会が定める取締役がこれにあたる。この者に事故ある場合は、あらかじめ取締役会規程に定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>⑤前項の補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 22 条</p> <p>①取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会が定める取締役がこれにあたる。この者に事故ある場合は、あらかじめ取締役会規程に定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 23 条</p> <p>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(代表取締役および執行役員)</p> <p>第 26 条 ①当社は、取締役会の決議によって当社を代表する取締役を選定する。</p> <p>②当社は、法令上可能な範囲で、当社業務の執行を、取締役会の決議に基づき、執行役員に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 ①取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>②取締役会の議事録は、本店に10年間備え置く。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役および執行役員)</p> <p>第 26 条 ①当社は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から当社を代表する取締役を選定する。</p> <p>②当社は、法令上可能な範囲で、当社業務の執行を、取締役会の決議に基づき、執行役員に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 ①取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>②取締役会の議事録は、本店に10年間備え置く。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>[第 5 章] 監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第 31 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の数)</u></p> <p>第 32 条 当社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 33 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 34 条 ①監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p>③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>④前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役会議事録)</u> 第38条 ①監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>②監査役会の議事録は、本店に10年間備え置く。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 39 条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会が定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 40 条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 41 条</u> <u>①当社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>②当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	<p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>

現行定款	変更案
<新 設>	<u>〔第5章〕 監査等委員会</u>
<新 設>	<u>（監査等委員会の設置）</u> 第 31 条 当社は監査等委員会を置く。
<新 設>	<u>（常勤監査等委員）</u> 第 32 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
<新 設>	<u>（監査等委員会の招集）</u> 第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
<新 設>	<u>（監査等委員会の決議）</u> 第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
<新 設>	<u>（監査等委員会議事録）</u> 第 35 条 ①監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 ②監査等委員会の議事録は、本店に10年間備え置く。

現行定款	変更案
<p data-bbox="614 812 710 839"><新 設></p> <p data-bbox="575 1009 768 1037">(第6章) 会計監査人</p> <p data-bbox="372 1092 662 1119">第42条～第44条 (条文省略)</p> <p data-bbox="388 1168 585 1196">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="372 1210 459 1237">第45条</p> <p data-bbox="372 1245 952 1314">会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p data-bbox="977 812 1170 839"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="977 853 1058 880">第36条</p> <p data-bbox="977 889 1551 960"><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="1174 1009 1367 1037">(第6章) 会計監査人</p> <p data-bbox="977 1092 1280 1119">第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="977 1168 1184 1196">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="977 1210 1058 1237">第40条</p> <p data-bbox="977 1245 1551 1314">会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="608 817 736 845">(第7章) 計算</p> <p data-bbox="374 894 562 921">第46条 (条文省略)</p> <p data-bbox="614 971 710 998"><新 設></p> <p data-bbox="614 1210 710 1237"><新 設></p> <p data-bbox="374 1484 513 1511"><u>(期末配当金)</u></p> <p data-bbox="374 1525 459 1553">第47条</p> <p data-bbox="374 1566 954 1704">当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p>	<p data-bbox="1199 817 1327 845">(第7章) 計算</p> <p data-bbox="973 894 1180 921">第41条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="973 971 1251 998"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p data-bbox="973 1018 1058 1045">第42条</p> <p data-bbox="973 1059 1553 1155">当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p data-bbox="973 1210 1213 1237"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p data-bbox="973 1251 1058 1278">第43条</p> <p data-bbox="973 1292 1483 1319">①当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p data-bbox="973 1333 1483 1361">②当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p data-bbox="973 1374 1553 1429">③前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="1213 1484 1309 1511"><削 除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 49 条 ①期末配当金および中間配当金は、当社がその支払いを開始した日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払いの義務を免れるものとする。 ②未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付さないものとする。</p>	<p><削 除></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 44 条 ①配当金は、当社がその支払いを開始した日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払いの義務を免れるものとする。 ②未払いの配当金には利息を付さないものとする。</p>
<p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、取締役会の決議によって第49回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	属性
1	古川 健一	男性	代表取締役 兼 CEO 社長執行役員	再任
2	坏 祐次	男性	取締役 兼 COO 副社長執行役員	再任
3	塚本 英樹	男性	取締役 兼 CTO/CPMO 専務執行役員	再任
4	高木 正人	男性	執行役員 コーポレート本部副本部長	新任
5	工藤 和直	男性	社外取締役	再任 社外
6	野波 健蔵	男性	社外取締役	再任 社外
7	後藤 芳一	男性	社外取締役	再任 社外
8	佐野 綾子	女性	社外取締役	再任 社外

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>再任</p> <p>古川 健一 (1972年8月5日生)</p>	<p>1999年8月 当社入社</p> <p>2007年4月 株式会社トム・ソディック取締役社長</p> <p>2007年12月 当社財務部長</p> <p>2008年4月 当社総合企画本部長</p> <p>2008年6月 当社取締役</p> <p>2010年6月 当社常務取締役</p> <p>2012年6月 当社専務取締役 管理・総合企画担当</p> <p>2012年7月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.取締役会長 (現)</p> <p>2014年6月 当社代表取締役副社長</p> <p>2018年3月 当社代表取締役社長</p> <p>2018年8月 株式会社ソディックエフ・ティ取締役会長 (現)</p> <p>2024年3月 当社代表取締役 兼 CEO 社長執行役員 (現)</p>	854,557株
<p>【取締役候補者とした理由】 古川 健一氏は、子会社（現在の食品機械事業）の取締役社長就任により経営者としての実績を積み、当社財務部長、総合企画本部長などを歴任、当社取締役就任後は経営管理・経理・財務・IT・人事総務部門など管理系業務全般の責任者に加え、当社海外工場の取締役会長に就任するなど当社グループ会社を含め経営の舵取りを担ってきました。当社代表取締役社長就任以降、企業変革・構造改革に着手し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値・株主価値の最大化の実現に向けて高いリーダーシップを発揮しております。これらの実績や変革を推進する高いリーダーシップを考慮し、取締役会は、同氏を引き続き取締役候補者に決めました。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

・「企業経営」・「財務・会計」・「法務・リスク管理」・「グローバル」・「マーケティング」

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<p>再任</p> <p>あぐつ ゆうじ 坏 祐 次 (1964年3月19日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>1991年1月 Sodick, Inc.出向</p> <p>2005年11月 Sodick, Inc.取締役副社長</p> <p>2013年7月 当社執行役員 営業本部副本部長欧米担当</p> <p>2016年4月 Sodick, Inc.取締役社長(現)</p> <p>2022年1月 工作機械事業本部副本部長</p> <p>2022年3月 当社上席執行役員</p> <p>2022年11月 当社COO</p> <p>2024年3月 当社取締役 兼 COO 副社長執行役員(現)</p>	51,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>坏 祐次氏は、当社入社以来、製造、アフターサービスの経験を積み、米国販売会社に出向し、アフターセールス分野で新たなビジネスプラットフォームを導入するなど、同社社長として安定した収益が確保できる仕組みを構築、2022年よりCOO、2024年には取締役兼COO副社長執行役員に就任し変革をリードしてきました。当社事業に関する豊富な経験・知見を有しており、これらの実績や変革を推進する高いリーダーシップを考慮し、取締役会は、同氏を取締役候補者に決めました。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

・「企業経営」・「財務・会計」・「グローバル」・「マーケティング」

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">塚本英樹 (1962年11月29日生)</p>	1985年4月 当社入社 1988年7月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.出向 1998年3月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.取締役(現) 2008年4月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.取締役社長 2012年4月 沙迪克(廈門)有限公司董事副總經理 2012年7月 当社執行役員 生産管理本部副本部長 2012年7月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事 2014年6月 当社取締役 生産統括担当 2014年7月 当社上席執行役員 2015年6月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事長(現) 2015年6月 沙迪克(廈門)有限公司董事長(現) 2015年6月 当社常務取締役 生産統括担当 2020年3月 当社専務取締役 工作機械事業及び生産統括担当 2024年3月 当社取締役 兼 CTO/CPMO 専務執行役員(現)	68,816株
<p>【取締役候補者とした理由】 塚本 英樹氏は、当社入社以来、製品設計・開発・製造・生産管理等、当社事業に関する豊富な経験・知見を有しています。また、タイ工場の設立から携わり、同工場の取締役社長を務めたほか、蘇州工場・廈門工場の董事長を兼務、2014年6月から生産統括を担当し、「世界同一品質」を掲げ、生産統括責任者として生産体制の最適化を図りながら変革をリード、また、工作機械事業における構造改革の一環として成長が期待できるレーザー加工機の開発を強化するなど、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役会は、同氏を引き続き取締役候補者に決めました。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。
 ・「企業経営」・「製造・技術・R&D」・「グローバル」

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
4	<p>新任</p> <p>高 木 正 人 (1963年6月18日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>1994年4月 生産本部第1技術部技術課主任</p> <p>1998年7月 品質保証室技術サポート課課長</p> <p>2006年10月 経営企画室室長</p> <p>2008年2月 経営企画部部長</p> <p>2012年7月 総合企画本部副本部長 執行役員</p> <p>2018年4月 コーポレート本部副本部長 執行役員 (現)</p>	20,255株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>高木 正人氏は、当社入社以来、製造・アフターサービス・品質保証・加工技術・内部監査・経営企画など、当社事業に関する幅広い経験・知見を有しています。また、東京証券取引所市場第1部（当時）への指定替えプロジェクト推進責任者、コーポレート本部副本部長を歴任し、当社のコーポレート体制・経営管理・IR業務の強化をリードしてきました。経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などを果たすに十分な経験・知識を有していることから、取締役会は、同氏を取締役候補者に決めました</p>		

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

・「企業経営」・「財務・会計」・「法務・リスク管理」・「マーケティング」

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> 工藤和直 (1953年3月8日生)	1977年4月 住友電気工業株式会社入社 2000年1月 同社電子材料事業部ワイヤー製品部長 2001年1月 同社電子材料事業部製造部長 2004年1月 蘇州住電装有限公司董事副總經理 2007年6月 蘇州住電装有限公司董事總經理 2008年6月 住友電装株式会社執行役員 2015年6月 蘇州住電装有限公司最高顧問 2016年7月 青島京信電子有限公司高級顧問 2018年3月 当社社外取締役(現) 2018年6月 株式会社芝浦電子社外取締役(現)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>工藤和直氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、住友電気工業株式会社において、同社の技術や生産ノウハウを生かし同社の中国事業を立ち上げるなど、グローバルリーダーとしての豊富な経験と実績を有しております。海外を含めた製造全般に対して実践的な知見を有する同氏は、取締役会においても中長期計画についてその観点から積極的に意見を述べていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。</p> <p>また、人事諮問委員会及び報酬委員会の議長としてこれらの委員会に出席し、実効性の向上に貢献いただいております。</p> <p>上記理由から社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。同氏は当社グループの取引先である住友電装株式会社に在籍しておりましたが、当事業年度における年間取引金額は1%以下と僅少で退職後相当期間を経過しており、かつ同社が当社グループの意思決定に与える影響はありません。さらに、同氏は現在、株式会社芝浦電子の社外取締役を兼任しておりますが、同社につきましても当事業年度における年間取引金額は1%以下と僅少で、かつ同社が当社グループの意思決定に与える影響はありません。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- ・ 「企業経営」 ・ 「製造・技術・R&D」 ・ 「グローバル」

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	<p>再任 社外</p> <p>野波健蔵 (1949年2月21日生)</p>	<p>1985年2月 米航空宇宙局 (NASA) 研究員</p> <p>1988年4月 米航空宇宙局 (NASA) シニア研究員</p> <p>1988年12月 千葉大学助教授</p> <p>1994年4月 同大学教授</p> <p>2008年4月 同大学理事・副学長 (研究担当)</p> <p>2012年10月 ミニサーベイヤーコンソーシアム (現一般社団法人日本ドローンコンソーシアム) 会長 (現)</p> <p>2013年11月 株式会社自律制御システム研究所代表取締役最高経営責任者 (CEO)</p> <p>2017年4月 千葉大学名誉教授 (現)</p> <p>2018年9月 株式会社自律制御システム研究所取締役会長</p> <p>2019年6月 一般財団法人先端ロボティクス財団理事長 (現)</p> <p>2020年3月 当社社外取締役 (現)</p> <p>2022年1月 株式会社Autonomyホールディングス 代表取締役CEO (現)</p> <p>2023年7月 福島国際研究教育機構 (F-REI) ロボット分野長 (現)</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>野波 健蔵氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、米航空宇宙局 (NASA) でシニア研究員として従事したほか、大学での長年に亘る研究で培われた機械工学 (制御工学) に関する幅広い見識を生かし大学ベンチャーを設立するなど豊富な経営経験も有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的かつ実効性の高い意見を述べていただきました。上記理由から社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

・「企業経営」・「製造・技術・R&D」・「グローバル」

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	<p style="text-align: center;">再任 社外</p> <p style="text-align: center;">後藤 芳一 (1955年10月30日生)</p>	<p>1980年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 2003年8月 経済産業省 産業技術環境局標準課長 2004年6月 同省中小企業庁技術課長 2008年7月 同省製造産業局次長 2010年4月 同省大臣官房審議官（製造産業局担当） 2012年10月 東京大学大学院 工学系研究科 マテリアル工学専攻 特任教授 2015年6月 パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役 2017年10月 一般財団法人機械振興協会副会長 技術研究所長 2018年6月 パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現） 2022年3月 当社社外取締役（現）</p>	5,660株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 後藤 芳一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、経済産業省製造産業局次長や同省大臣産業審議官（製造産業局担当）等、長年、企業のものづくりを中心とした産業振興に関する経済行政分野に携わっており、産業分野を中心として幅広い経験と知見を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的かつ実効性の高い意見を述べていただきました。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- ・ 「企業経営」 ・ 「製造・技術・R&D」

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	<p style="text-align: center;">再任 社外</p> <p style="text-align: center;">佐野綾子 (1977年12月9日生)</p>	<p>2001年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 経済調査部</p> <p>2009年1月 東京西法律事務所 (現 弁護士法人 TNLAW) 入所</p> <p>2018年10月 東京地方裁判所民事調停官</p> <p>2018年12月 あや総合法律事務所代表 (現)</p> <p>2019年3月 株式会社すかいらくホールディングス 社外取締役 (現)</p> <p>2021年3月 株式会社メタップス (現 株式会社メタッ プスホールディングス) 社外取締役(監査 等委員)</p> <p>2024年3月 当社社外取締役 (現)</p> <p>2024年5月 株式会社Clas社外監査役 (現)</p> <p>2024年6月 独立行政法人経済産業研究所監事 (現)</p> <p>2024年7月 株式会社アインホールディングス社外監 査役 (現)</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐野綾子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。 同氏は、弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識を持ち、当社以外の社外取締役や監査等委員、MBO・非公開化提案検討のための特別委員会委員長の経験等を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役職務を適切に遂行することができる判断し、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する専門的な知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、取締役会は同氏を社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

・「企業経営」・「財務・会計」・「法務・リスク管理」

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 工藤 和直氏、野波 健蔵氏、後藤 芳一氏及び佐野 綾子氏は、社外取締役候補者であります。各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件も満たしておりますので、当社は、各氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者各氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、工藤 和直氏は7年、野波 健蔵氏は5年、後藤 芳一氏は3年、佐野 綾子氏は1年となります。
4. 当社は、工藤 和直氏、野波 健蔵氏、後藤 芳一氏及び佐野 綾子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	属性
1	河原 哲郎	男性	常勤監査役	新任
2	大滝 真理	女性	社外監査役	新任 社外
3	郷原 玄哉	男性	社外取締役	新任 社外
4	大村 由紀子	女性	社外監査役	新任 社外

新任 新任監査等委員である取締役候補者

社外

監査等委員である社外取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">河原 哲郎 (1956年11月28日生)</p>	1981年4月 当社入社 2000年12月 株式会社ソディックプラスチック転籍 2001年10月 当社転籍 2003年5月 株式会社ソディックハイテック取締役管理統括部長 2006年4月 同社常務取締役 2009年9月 株式会社ソディック新横（現 株式会社ソディックエフ・ティ）常務取締役 2009年12月 同社金型成型事業部事業部長 2013年12月 同社専務取締役EWS事業部事業部長 2022年7月 当社転籍 工作機械事業本部CS事業部アドバイザー 2024年3月 当社常勤監査役（現）	104,900株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>河原 哲郎氏は、子会社の上場審査対応や上場後の監査対応など管理全般を経験し、長年子会社の管理担当役員を歴任するなど、ガバナンスに対する高度な知見を有しております。</p> <p>上記の理由から、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者に決めました。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

・「企業経営」 ・ 「財務・会計」

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> </div> おお たき ま り 大 滝 真 理 (1958年8月2日生)	1993年 9 月 岡部株式会社入社 2007年 2 月 ウィルソン・ラーニングワールドワイド 株式会社入社 2010年 8 月 同社内部監査室室長 2012年 6 月 同社監査役 2021年 3 月 当社社外監査役(現)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大滝 真理氏は、他社における内部監査および監査役の豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営・監査の両面において客観的な見地からご意見やご提言をいただき、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

・「財務・会計」 ・ 「法務・リスク管理」

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> ごう ほう はる ちか 郷 原 玄 哉 (1973年7月20日生)	2002年10月 中央青山監査法人入所 2004年 9月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2008年 8月 郷原会計事務所開設 所長（現） 2012年11月 株式会社ダイヨシトラスト（現 大和ハウスパーキング株式会社）社外監査役 2023年 3月 当社社外監査役 2024年 3月 当社社外取締役（現）	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>郷原 玄哉氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人での監査業務に携わり、財務会計の専門家としての豊富な経験を有しており、2023年に当社社外監査役、2024年には当社社外取締役として適切な助言等をいただいております。また、同氏は当社以外での社外監査役にも携わり、幅広い知見と経験を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できると判断し、その知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、取締役会は同氏を監査等委員である社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- ・ 「財務・会計」 ・ 「法務・リスク管理」

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> おおむら ゆきこ 大村 由紀子 (1979年1月15日生)	2003年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2007年9月 長島・大野・常松法律事務所入所 2014年8月 金融庁出向 2019年4月 三浦法律事務所入所(現) 2020年1月 株式会社アシロ社外取締役 2020年5月 株式会社ココベリ社外監査役 2022年10月 株式会社ハルメクホールディングス社外 取締役(監査等委員)(現) 2024年3月 当社社外監査役(現)	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>大村 由紀子氏は、弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識を持ち、他社の取締役や監査役、監査等委員も務めており、国内外の企業のM&A/企業再編や金融監督の実務まで様々な経験を生かし、当社のガバナンス強化に寄与しているため、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、取締役会は同氏を監査等委員である社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

・「企業経営」・「法務・リスク管理」・「グローバル」

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大滝 真理氏、郷原 玄哉氏及び大村 由紀子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件も満たしておりますので、当社は各氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 大滝 真理氏及び大村 由紀子氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、大滝 真理氏は4年、大村 由紀子氏は1年となります。
4. 郷原 玄哉氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。
5. 当社は、大滝 真理氏及び大村 由紀子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、監査役として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、選任された場合には、社外取締役として、当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。また、当社は、郷原 玄哉氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結して

おります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、選任された場合には、当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

【ご参考】第3号議案及び第4号議案が承認されたのちの取締役（予定）のスキルマトリックス

当社は、基本理念である「創造」「実行」「苦勞・克服」を基盤にお客さまへ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業として社会の持続的な発展に貢献するために、中長期的な企業価値向上に取り組んでおり、取締役全体として必要な専門知識・経験・能力のバランスを考慮し、それらを備えた多様性のある取締役を選任しています。

氏名	地位	性別	独立性	当社が取締役に特に期待する知見・経験						人事 諮問 委員会	報酬 委員会
				企業 経営	財務・ 会計	法務・ リスク 管理	製造・ 技術・ R&D	グロー バル	マーケ ティ ング		
古川健一	代表取締役	男性		●	●	●		●	●	●	●
坏祐次	代表取締役	男性		●	●			●	●	●	●
塚本英樹	取締役	男性		●			●	●			
高木正人	取締役	男性		●	●	●			●		
工藤和直	社外取締役	男性	●	●			●	●		●	●
野波健蔵	社外取締役	男性	●	●			●	●		●	●
後藤芳一	社外取締役	男性	●	●			●			●	●
佐野綾子	社外取締役	女性	●	●	●	●					
河原哲郎	常勤監査等 委員取締役	男性		●	●						
大滝真理	監査等委員 社外取締役	女性	●		●	●					
郷原玄哉	監査等委員 社外取締役	男性	●		●	●					
大村由紀子	監査等委員 社外取締役	女性	●	●		●		●			

1. 代表取締役は本総会後の取締役会にて、常勤監査等委員取締役は本総会後の監査等委員会にてそれぞれ決定いたします。
2. 上記一覧表は、取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

<各スキルの選定理由と詳細>

項目	選定理由
企業経営	事業を取り巻く環境の変化に即座に対応し、持続的に発展し企業価値を向上させていくためには、迅速な経営判断を行うことが必要となるため
財務・会計	正確な財務報告、強靱な企業体の構築、持続的な発展と企業価値の向上に資する成長投資を実現させるためには、財務・会計分野での知見と経験が必要となるため
法務・リスク管理	法務・リスクマネジメントは、適切な法令遵守と企業体制の基礎となる部分であり、その経験と知識は必要であるため
製造・技術・R&D	世界に一流の製品とサービスを提供し続けるためには、当社事業に関わる最先端技術（DX含む）に関する知見と経験が必要となるため
グローバル	世界トップシェアを目指す当社において、グローバル事業の成長戦略の策定及び経営監督が重要なことから、海外事業マネジメントに関する知見と経験が必要であるため
マーケティング	企業戦略を実現し、コミットメントした経営計画等を達成するためには、現実的かつ具体的な事業戦略及びマーケティング戦略を策定し、実行することが必要となるため

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬限度額を2013年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告60頁及び61頁に記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（うち社外取締役4名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2019年3月28日開催の第43回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとし、金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とする決議をいただいております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。なお、本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴って改めてご承認をお願いするものであり、本制度の実質的な内容は2019年3月28日開催の第43回定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一であり、対象取締役が株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるべきことは監査等委員会設置会社への移行後も変わらないことから、相当であると判断しております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない

場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、当該金銭報酬債権は、当社の取締役が、前述の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、10年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において後述

(3) の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割り当てる予定です。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、ウクライナ、中東等の地政学的リスクが継続しますが、原材料・エネルギー価格等の世界的なインフレは沈静化しつつあり、9月以降米国・欧州では金融引き締め緩和へ金融政策を転換、一方、日本では、3月にマイナス金利解除、7月に追加利上げを実施し、金融市場正常化に向かっていきます。日本と欧米で異なる金融政策実行過程で期中に円高局面もありつつも総じて円安基調が継続してきます。

このような経済環境のもと、当社グループは、外部環境の変化に適応し、円安の環境下でも海外生産を主としながらも着実に収益を上げる企業体質に変革するため、2024年から2026年までの「中期経営計画」を策定し、「中国依存脱却」、「選択と集中」、「生産、販売体制をグローバルで再構築」、「バランスシート改善」を方針として掲げ、構造改革に取り組みました。工作機械事業においては中国の蘇州工場の生産を廈門工場へ集約、海外工場の生産調整に伴う人員適正化を実施、産業機械事業においては高付加価値機種販売へ注力し、また全社的な経費削減や遊休資産の売却等に取り組みました。

地域別には、中華圏において工作機械中心に需要回復が寄与し、販売台数、売上高ともに前期比で大幅な増加となり、当社売上の全体を牽引しました。日本は軟調であるものの北南米やアジア地域は堅調に推移しました。

業種別では、自動車産業において日米欧でEV車および全体の生産調整・投資計画の見直しが長引き、投資が停滞し、本格回復が遅れています。自動車産業の設備投資動向に関しては引き続き注視していきます。

一方、電子部品、スマートフォン、航空部品、半導体、医療機器においては大口受注も発生し、堅調さを維持しています。特に生成AIの普及に伴い、データセンターへの設備投資が増加しており、光通信デバイス、超精密度光コネクタ（MTフェルール）等への需要が拡大しております。当社の工作機械および産業機械は、この超精密度光コネクタ向けの精密金型や精密部品加工に強みがあり、この需要を着実に獲得する取り組みを各地域で進めております。「ものづくりの高度化」、「高速・高精度加工」、「高精度・超精密」のニーズに応え、これらの成長領域での事業拡大に引き続き取り組んでいます。

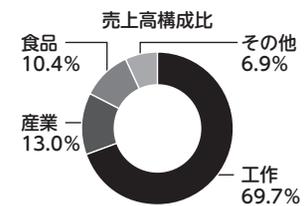
食品機械事業は、製麺機と米飯製造装置を中心として国内及び中華圏、アジア地域中心に展開していますが、国内食品メーカーの更新・増設需要が継続的に発生、中華圏、アジアにおける新規需要も引き続き拡大しています。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高736億68百万円（前期比9.7%増）、営業利益22億31百万円（前期は営業損失28億19百万円）、経常利益36億27百万円（前期は経常損失12億57百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益41億15百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失46億4百万円）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりです。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	第 48 期	第 49 期	前期比増減
工 作 機 械 事 業	46,706百万円	51,355百万円	4,648百万円
産 業 機 械 事 業	8,630百万円	9,560百万円	929百万円
食 品 機 械 事 業	6,902百万円	7,695百万円	793百万円
そ の 他	4,934百万円	5,057百万円	123百万円



(注) 上記の金額は外部顧客への売上高です。

工作機械事業

◆事業内容

放電加工機、マシニングセンタ、金属3Dプリンタの開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

◆概況

機械販売は、中華圏における需要回復が寄与し、販売台数、売上高ともに前期比で大幅に増加し、全体を牽引しました。中華圏全体の市況は軟調ですが、NEV車、データセンター向け超精密度光コネクタ（MTフェール）、半導体、電子部品（車載、医療、家電）等の一部業界で堅調を維持しており、特にMTコネクタ向け金型製造用として当社放電加工機への需要が高い状態です。

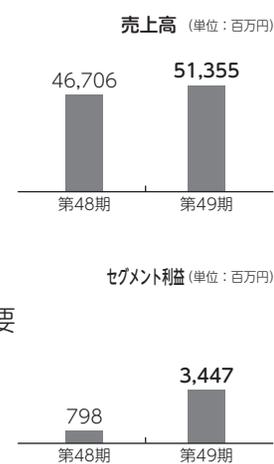
日本は、自動車、半導体での投資停滞基調が長引く中、データセンター向け光コネクタ、電子部品、航空部品、医療で堅調に推移し、保守サービス、消耗品販売の伸長により前期比売上増となりました。

アジア地域は、全体的に堅調さを維持しました。特に、韓国やシンガポールで航空部品、韓国でコネクタ、半導体装置品、モーターコア金型、インドで2輪、4輪関連、タイヤの車部品関連等は堅調を維持しています。

北米では航空機部品加工、発電、電子部品、医療機器は堅調に推移し前期比大幅な売上増となりました。AI関連による半導体需要は増加しており、関連する光ケーブル、コネクタ部品の加工需要増加を見込んでいます。欧州は航空部品、医療機器は堅調に推移していますが、自動車関連の低迷長期化の影響等により前期比売上減となりました。

保守サービス、消耗品販売は、日本、北米中心に展開が進んでおりますが、その他の地域においても堅調に推移しています。今後さらに保守サービス、消耗品販売比率を高め、事業安定化を図っていきます。

上記の結果、当事業の売上高は513億55百万円（前期比10.0%増）、セグメント利益は34億47百万円（前期比331.7%増）となりました。



産業機械事業

◆事業内容

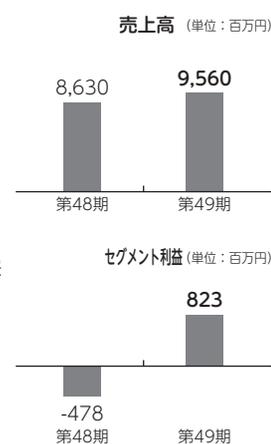
射出成形機の開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

◆概況

日本全体の市況は軟調ですが、データセンター向け光コネクタ、スマートフォン系電子部品、医療機器等の一部の業界で需要が継続しています。特に光コネクタへの設備投資意欲は旺盛で、精密成形を得意とする当社としても積極的に受注獲得を見込んでいます。また、補助金によるプラスチックリサイクル向けAI-VENT（液状プラスチック噴出自動抑制機能、乾燥レス成形）搭載射出成形機の需要がみられるも、国内自動車メーカーの設備投資は依然として抑えており、総じて低調な傾向が継続しました。

中華圏も全体市況は軟調ですが、光コネクタ、スマートフォン向け高精度アクチュエーター等一部の業界で堅調でした。アジア地域は、タイは国内向け自動車は低調でしたが、韓国ではモバイル向けコネクタが堅調に推移しました。

上記の結果、当事業の売上高は95億60百万円（前期比10.8%増）、セグメント利益8億23百万円（前期はセグメント損失4億78百万円）となりました。



食品機械事業

◆事業内容

各種製麺機、麺製造プラント、包装米飯製造装置などの開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

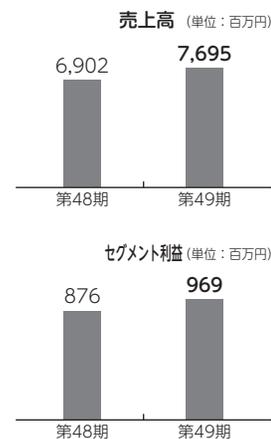
◆概況

国内外における製麺機関連設備や無菌包装米飯製造装置等の需要は堅調に推移しており、売上高、セグメント利益ともに前期比で増加しました。

日本の市況は堅調であり、米飯・製麺設備の更新需要が継続しております。米飯製造装置は新規設備に加え他社製品の老朽化設備の更新需要や省力化需要も取り込み、安定的な売上を維持していきます。

海外（中華圏およびアジア）の市況も総じて堅調であり、中国での無菌包装米飯装置、中国・台湾・韓国で冷凍麺設備を受注するなど、引き続き中華圏、アジアを中心とした食の高品質化やインフラの整備等による生麺、冷凍麺や米飯の需要増加の対応を進めています。主力製品に加え、惣菜、製菓関連へも展開しています。

上記の結果、当事業の売上高は76億95百万円（前期比11.5%増）、セグメント利益は9億69百万円（前期比10.7%増）となりました。



その他

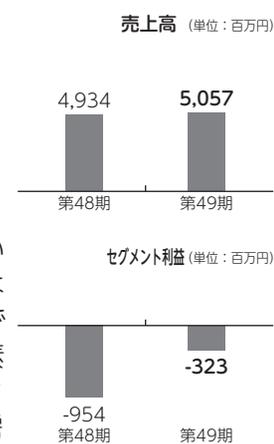
◆事業内容

精密金型・精密コネクタなどの受託生産、リニアモータやセラミック
ス部材、LED投光器など独自の技術を活かした製品の開発・製造・販売
など

◆概況

金型成形事業は、主な需要先は自動車業界であり需要の回復が遅れてい
ます。要素技術事業の外販セラミックス製品は、主要顧客の半導体業界は
下期にかけて徐々に回復傾向であり、FPDへの設備投資の増加を見込んで
おります。また、半導体製造関連等の新販路拡大を目指しています。要素
技術事業のLED投光器は、工期と検収の後ろ倒しにより売上未達となりま
したが、エネルギー価格高騰や環境問題への意識向上によりLEDの交換需
要が高まりを見せており、今後、新製品での複数の大口案件の受注を見込
んでおります。

上記の結果、当事業の売上高は50億57百万円（前期比2.5%増）、セグ
メント損失3億23百万円（前期はセグメント損失9億54百万円）となり
ました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は27億59百万円で、その主なものは、次のとおりです。

工作機械事業	株式会社ソディック Sodick Singapore Pte.,Ltd. Sodick(Thailand)Co.,Ltd. 蘇州沙迪克特種設備有限公司	営業所の建屋取得等 営業所の建屋取得等 生産設備の増設 移転先の土地・建物取得等
産業機械事業	株式会社ソディック	工場建屋の修繕等
その他	株式会社ソディックエフ・ティ	生産設備の増設

③ 資金調達の状況

当社は資金効率を高めた機動的な財務運用を実現すべく、資金の流動性確保を目的として、主要取引金融機関とシンジケートローンによる総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。借入極度額は100億円から開始し、段階的に200億円まで引き上げられる契約となっております。

当連結会計年度末における借入極度額は100億円、借入実行残高は20億円となっており、差引残高は80億円となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 4 6 期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	第 4 7 期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第 4 8 期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	第 4 9 期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)
売 上 高(百万円)	75,174	80,495	67,174	73,668
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	8,588	8,275	△1,257	3,627
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期 純 損 失 (△) (百万円)	6,591	6,021	△4,604	4,115
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	125円67銭	112円67銭	△90円29銭	81円06銭
総 資 産(百万円)	134,866	138,433	134,066	144,993
純 資 産(百万円)	74,438	80,993	77,129	84,427

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しており、第47期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	議決権比率(%)		主要な事業内容
		直接	間接	
株式会社ソディックエフ・ティ	91百万円	100.0	—	工業用セラミックの製造、成形加工
Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	740百万タイバーツ	100.0	—	放電加工機、射出成形機の開発・製造・販売
蘇州沙迪克特種設備有限公司	8,187千米ドル	100.0	—	放電加工機の製造
上海沙迪克軟件有限公司	166百万円	62.0	20.0	ソフトウェアの開発・販売
Sodick Holding Corporation	1,000千米ドル	100.0	—	北米における事業統括会社
Sodick, Inc.	671千米ドル	—	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Europe Holding Ltd.	6,739千英ポンド	100.0	—	欧州における事業統括会社
Sodick Europe Ltd.	100千英ポンド	—	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Deutschland GmbH	150千ユーロ	—	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Singapore Pte.,Ltd.	300千シンガポールドル	100.0	—	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克機電（上海）有限公司	3,140千米ドル	100.0	—	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick(H.K.)Co.,Ltd.	2,000千米ドル	100.0	—	当社グループ向けの原材料の販売
Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.	100,000千NTドル	100.0	—	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.	2,000千香港ドル	—	100.0	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克（厦門）有限公司	81,500千米ドル	100.0	—	放電加工機、食品機械の製造

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「創造」「実行」「苦勞・克服」の精神のもと、お客様へ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業としてもものづくりを通して社会の持続的な発展に貢献すべく取り組んでいます。自動車や通信分野をはじめとした技術革新、省人化ニーズの高まり、カーボンニュートラル・持続可能な開発目標（SDGs）の促進を背景に、ものづくりの現場においても、さらなる高精度化、高速化、自動化はもとより、操作性の向上、電力使用量や廃棄物の削減、工程集約、DX化の推進等が求められています。これらの「進化するものづくりへの貢献」を重要な経営課題と捉え、新製品開発の促進、トータルソリューションの展開、アフターサービスの充実、DXを活用した付加価値の提供等、事業の拡大とサステナビリティの取り組みを一体で推進しています。

① 構造改革の実施

当社は、2022年以降の市況の急激な変化を受け、現在の経営基盤とビジネスモデルでは収益改善は困難であると判断し、2023年11月よりソディック全社グループの構造改革に着手しました。収益性の改善を喫緊の経営課題と認識しており、「中国市場依存からの脱却」、「バランスシートの改善」、収益性の改善と向上を目的とした「選択と集中」、「生産・販売体制をグローバルで再構築」の方針のもと、構造改革を引き続き推し進めてまいります。

構造改革の基本方針

1 中国依存脱却	中国の2工場の生産を1工場に集約したうえで国内製造の組織再編・生産品目拡充
2 選択と集中	市場動向、競合環境等を踏まえた事業・製品の再編成により収益性を改善
3 生産・販売体制の再構築	円安や需要の変化に応じた生産、販売体制をグローバルで再構築
4 バランスシート改善	キャッシュコンバージョンサイクルの改善、長期滞留在庫の圧縮 非効率な固定資産の圧縮等によるキャッシュ・フローの改善

② 中期経営計画（2025年12月期-2027年12月期）

「脱中国依存」、「選択と集中」、「生産・販売体制の再構築」、「バランスシート改善」を柱とする構造改革を断行することで今後の成長に向けた経営基盤を確立し、中期経営計画のもとで低収益体質をより早期に改革します。

目標（2027年12月期）					
業績 目標	売上高	885億円	財務 方針	資本効率	ROE 8%以上（5年平均）
	営業利益	70億円		財務健全性	自己資本比率50%以上
				株主還元	DOE 2%以上 ^{※1} かつ 総還元性向 ^{※2} 40%以上

※1 1株当たり配当金26円以上（2024年12月期期首・期末平均の株主資本×DOE 2%から計算）

※2 当社における総還元性向の計算式：

$$\text{総還元性向} = \frac{((n\text{年度の配当}) + (n+1\text{年度の自己株式取得額}))}{n\text{年度の当期純利益}}$$

n年度の総還元性向実績の計算式：

$$n\text{年度の総還元性向実績} = \frac{((n\text{年度の配当}) + (n\text{年度の自己株式取得額}))}{n\text{年度の当期純利益}}$$

事業別の事業計画及び具体的な施策は以下のとおりです。

工作機械事業		2024年実績	2027年計画
	売上高	51,355百万円	59,900百万円
	セグメント利益	3,447百万円	7,100百万円

●生産体制の最適化
蘇州工場の生産を廈門工場に集約し、中国の生産規模を適正化
国内生産を抜本的に増強し、為替環境に適合したグローバル3地域生産体制へ
人件費を中心に固定費を削減し、自動化設備の導入等で生産性を高めて収益力を回復

●保守サービス、消耗品販売の強化
安定的かつ収益性の高い保守サービス、消耗品販売を強化し、機械販売からアフターまで一気通貫で顧客のニーズに対応

●脱中国依存
新興市場（メキシコ、インド等）での販売を強化
先端技術関連の国内及び欧米への生産回帰に柔軟に対応

産業機械事業		2024年実績	2027年計画
	売上高	9,560百万円	12,400百万円
セグメント利益	823百万円	1,000百万円	
<p>●脱中国依存と生産体制の集約 厦門工場での生産を停止し、国内生産増によりコスト削減</p> <p>●収益性の高いモデルの販売へシフト 市場ニーズを精査し付加価値のある機種ラインナップに見直し</p> <p>●自動化ソリューションの提供 子会社の株式会社ソディックエフ・ティとの連携を通じ、金型から成形品まで一気通貫した製造自動化ラインを販売</p> <p>●欧州市場への参入 競争力のある医療分野について、米国から欧州市場へ対象地域を拡張</p>			
食品機械事業		2024年実績	2027年計画
	売上高	7,695百万円	10,000百万円
セグメント利益	969百万円	1,100百万円	
<p>●海外販売拡大 中華圏及びアジア地域において製麺機や米飯製造装置の営業体制を強化することで海外売上を増加</p> <p>●既存製品の改良 省エネルギー化、生産性向上、小型化、多機能化の観点から既存製品の改良を図る</p> <p>●新規開発及び受託生産 食品機械の開発や受託生産等により規模拡大</p>			

(5) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

当 社	本 社	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
	営 業 所	仙台、大宮、横浜、北陸、松本、静岡、名古屋、大阪、岡山、福岡
	事 業 所	福井県坂井市、石川県加賀市
子 会 社	国 内	株式会社ソディックエフ・ティ (神奈川県横浜市)
	海 外	Sodick(Thailand)Co., Ltd. (タイ) 蘇州沙迪克特種設備有限公司 (中国) 上海沙迪克軟件有限公司 (中国) Sodick Holding Corporation (アメリカ) Sodick, Inc. (アメリカ) Sodick Europe Holding Ltd. (英国) Sodick Europe Ltd. (英国) Sodick Deutschland GmbH (ドイツ) Sodick Singapore Pte., Ltd. (シンガポール) 沙迪克機電(上海)有限公司 (中国) Sodick(H.K.)Co., Ltd. (中国香港) Sodick (Taiwan) Co., Ltd. (台湾) Sodick International Trading(Shenzhen) Co., Ltd. (中国) 沙迪克(廈門)有限公司 (中国)

(6) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
工 作 機 械 事 業	2,518 名 (72) 名	123 名減 (201 名減)
産 業 機 械 事 業	313 名 (38) 名	15 名減 (11 名減)
食 品 機 械 事 業	143 名 (18) 名	4 名減 (4 名減)
そ の 他	321 名 (95) 名	7 名減 (8 名減)
全 社 (共 通)	122 名 (45) 名	4 名増 (1 名増)
合 計	3,417 名 (268) 名	145 名減 (223 名減)

(注) 1. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

2. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,180名	3名減	41.7歳	13.8年

- (注) 1. 使用人数については、臨時雇用者は含んでおりません。
 2. 使用人数については、当社から子会社等への出向者を含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	9,569百万円
株式会社横浜銀行	6,442
株式会社みずほ銀行	6,025
株式会社日本政策投資銀行	3,524
株式会社三菱UFJ銀行	3,242
株式会社北國銀行	2,988
株式会社北陸銀行	2,746
日本生命保険相互会社	1,364
株式会社静岡銀行	846
株式会社宮崎銀行	104

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 54,792,239株 (自己株式 4,223,169株を含む)
- ③ 株主数 16,114名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,168千株	14.18%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,721千株	5.38%
森田 清	1,190千株	2.35%
ソディック共栄持株会	993千株	1.96%
ソディック従業員持株会	930千株	1.84%
有限会社ティ・エフ	895千株	1.77%
株式会社三井住友銀行	850千株	1.68%
古川 健一	839千株	1.66%
古川 宏子	800千株	1.58%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	778千株	1.54%

(注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりになります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 7,168千株
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 2,721千株
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4) 778千株

2. 当社は、自己株式を4,223,169株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受けて、当社は、2024年4月19日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員ならびに従業員、当社子会社の取締役及び執行役員に対して、譲渡制限付株式報酬として、2024年5月17日付で自己株式を次のとおり交付しております。譲渡制限付株式報酬の内容は、2. 会社の現況（3）会社役員の場合⑤取締役及び監査役の役員報酬等の額に記載のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (非業務執行取締役及び社外取締役を除く)	20,600株	4名

(注) 上記のほか、当社の執行役員9名に対して9,900株、当社の従業員54名に対して36,400株、当社子会社の取締役2名に対して2,000株、当社子会社の執行役員7名に対して3,700株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 当社は、2024年4月19日開催の取締役会決議に基づき、2024年5月17日付で譲渡制限付株式報酬として自己株式72,600株の処分を行いました。

利益剰余金の減少額 0百万円
自己株式の減少額 53百万円

ロ. 当社は、2024年12月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議し、2024年12月18日付で実施致しました。

自己株式の増加額 176百万円

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役	古川 健一	CEO 社長執行役員
取締役	坪 祐次	COO 副社長執行役員
取締役	塚本 英樹	CTO/CPMO 専務執行役員（工作機械事業及び生産統括担当）
取締役	前島 裕史	CFO 常務執行役員（コーポレート部門統括担当）
取締役	工藤 和直	株式会社芝浦電子 社外取締役
取締役	野波 健蔵	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム 会長 一般財団法人先端ロボティクス財団 理事長 株式会社Autonomyホールディングス 代表取締役CEO 福島国際研究教育機構（F-REI） ロボット分野長
取締役	後藤 芳一	パラマウントベッドホールディングス株式会社 社外取締役 （監査等委員）
取締役	郷原 玄哉	郷原会計事務所 所長
取締役	佐野 綾子	あや総合法律事務所 代表 株式会社すかいらくホールディングス 社外取締役 株式会社Clas 社外監査役 株式会社アインホールディングス 社外監査役 独立行政法人経済産業研究所 監事
常勤監査役	河本 朋英	
常勤監査役	河原 哲郎	
監査役	大滝 真理	
監査役	大村 由紀子	株式会社ハルメクホールディングス 取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役の工藤和直氏、野波健蔵氏、後藤芳一氏、郷原玄哉氏及び佐野綾子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の大滝真理氏及び大村由紀子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 郷原玄哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 佐野綾子氏及び監査役 大村由紀子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は取締役 工藤和直氏、野波健蔵氏、後藤芳一氏、郷原玄哉氏、佐野綾子氏及び監査役 大滝真理氏、大村由紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
金子雄二	2024年3月28日	任期満了	取締役エグゼクティブ・フェロー
高木圭介	2024年3月28日	任期満了	取締役エグゼクティブ・フェロー
黄錦華	2024年3月28日	任期満了	取締役
稲崎一郎	2024年3月28日	任期満了	株式会社ディスコ 取締役
保坂昭夫	2024年3月28日	任期満了	常勤監査役
下條正浩	2024年3月28日	辞任	社外監査役事務所 下條正浩 法律事務所
郷原玄哉	2024年3月28日	辞任	社外監査役事務所 郷原 会計事務所

(注) 1. 下條正浩氏、郷原玄哉氏は2024年3月28日をもって監査役を辞任いたしました

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

社外取締役及び社外監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、各社外取締役及び各社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、監査役、執行役員及び国内子会社の取締役、監査役、当社から派遣される海外子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の役員報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役 員の人数 (名)
		基本報酬	短期業績 連動報酬	中長期 インセンティブ	
取締役	112	95	1	15	7
社外取締役	39	39	－	－	6
合計	151	134	1	15	13
監査役	32	32	－	－	3
社外監査役	12	12	－	－	4
合計	44	44	－	－	7

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名）です。また当該報酬とは別枠で2019年3月28日開催の当社第43回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとし、金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とする決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第38回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
3. 上表には2024年3月28日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、社外取締役1名、常勤監査役1名及び社外監査役2名が含まれております。なお、取締役の郷原玄哉氏は、2024年3月28日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、取締役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
4. 2022年3月30日付で、取締役エグゼクティブ・フェローの制度新設に伴い各取締役の報酬決定方針を変更しており、2022年度の報酬から適用しております。なお、当該変更につきましては、報酬委員会の審議を経て、2022年2月14日開催の取締役会にて決議しております。
5. 当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会にて決議された「取締役報酬等の決定方針等」に基づき、報酬委員会にて承認を得た内規にその詳細な算定方法を定めており、これに従い、その内容を決定しております。なお、当期の取締役の個人別の報酬等につきましては、当該内規に基づいて決定されていることから、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の「取締役報酬等の決定方針等」は、次のとおりで、報酬委員会の審議を経て、2024年4月19日開催の取締役会にて決議しております。

取締役報酬等の決定方針等

①基本的な考え方

当社の取締役の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営上の課題として、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては会社業績及び各職責を踏まえた適正な成果を反映した報酬体系とします。

報酬制度の在り方、見直しの必要性については、過半数の社外取締役で構成される報酬委員会において、客観的な視点を取り入れて審議し、その答申を得て取締役会において決定します。

②報酬体系

- 1) 当社の役員報酬は、業務執行取締役は標準総報酬額から予め決められた固定割合により算出される基本報酬（固定給）と、単年度の業績反映分によって構成される短期業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。なお、社外取締役及び監査役は、基本報酬のみを原則とします。
- 2) 業務執行取締役の報酬水準や種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の金額が多い構成としております。
- 3) 取締役の個人別の報酬は報酬委員会で、各監査役の報酬は監査役会において検討を行い、内容を決定します。

③短期業績連動報酬の仕組み

- 1) 短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当年度の親会社株主に帰属する当期純利益及び種類別の報酬割合に応じて業績連動報酬額を算定し、当年度の業績確定後に報酬委員会での審議を経た上で、決定から1か月以内に賞与として一括支給することとしております。ただし、令和6年度に取締役で且つ令和7年4月時点でも当該役職にある者への令和6年度業績に係る役員賞与相当額については12で除した金額を、令和7年4月から1年間基本報酬額に加算して支給します。
- 2) 業績指標として親会社株主に帰属する当期純利益を選定した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益の増加が株主資本の増加となり将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するためであります。
- 3) 当社グループは中期経営計画の目標を設定し、達成することにより親会社株主に帰属する当期純利益を増加するようにいたします。
- 4) 当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「事業報告 1. 企業集団の現況 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

④中長期インセンティブ報酬の仕組み

- 1) 取締役が中長期の企業価値向上に貢献するインセンティブとして、業務執行取締役に、役位に応じて金銭報酬債権を支給し、同債権額に応じた自己株式を割当てる譲渡制限付株式報酬を支給しております。
- 2) 金銭報酬債権の総額は過去2年間のEBITDAの平均額及びES（従業員満足度調査）スコアの平均値より算定しております。

	2022年	2023年	平均
EBITDA (百万円)	9,415	973	5,194
ESスコア	40.4	40.3	40.4

- 3) 金銭報酬債権の総額指標としてEBITDAを選定した理由は、設備投資等に伴う減価償却費や金利等の増加による利益の減少に左右されず、中長期的な視野で株主価値の増大に寄与する経営を行うためであり、また、ESスコアを追加選定した理由は、当社が持続的に成長するためには、従業員のやりがいや売り上げや利益等、経営に重要な指標に直結しているためであります。
- 4) 譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数を決議しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任

取締役会は、代表取締役古川健一氏、取締役坪祐次氏、社外取締役工藤和直氏、野波健蔵氏及び後藤芳一氏で構成される報酬委員会に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由として、同委員会は社外取締役が過半数を占めるため客観性・妥当性において適していると判断したためであります。

	氏名	役位・担当	区分
報酬委員会議長	工藤 和直	取締役	社外
報酬委員会委員	古川 健一	代表取締役 CEO	社内
報酬委員会委員	坪 祐次	取締役 COO	社内
報酬委員会委員	野波 健蔵	取締役	社外
報酬委員会委員	後藤 芳一	取締役	社外

2024年12月期においては、報酬委員会を8回開催し、当年度の各取締役の定額報酬、譲渡制限付株式報酬について報酬支払の方針及び個人別報酬についての検討を行いました。

なお、各監査役の報酬については監査役の協議を経て支給額を決定しております。

⑥当方針の見直しについて

当社は持続的にイノベーションを起こして継続的に業績を上げるためには従業員のやりがいを高めることが最重要課題の1つであると考え、2024年4月に当方針を見直し、中長期インセンティブ報酬の総額指標としてESスコアを追加選定しました。

また、短期業績連動報酬につきましては、今まで固定報酬として支給しておりましたが、その性質上、賞与としての一括支給が望ましいと考え変更いたしました。

今後も、当社の実態に即した報酬体系を適宜見直すことといたします。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
取締役 工藤和直	株式会社芝浦電子 社外取締役	当社は同社との間に原材料の仕入れ等の取引関係があります。
取締役 野波健蔵	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム 会長 一般財団法人先端ロボティクス財団 理事長 株式会社Autonomyホールディングス 代表取締役 CEO 福島国際研究教育機構 (F-REI) ロボット分野長	特別の関係はありません。
取締役 後藤芳一	パラマウントベッドホールディングス株式会社 社外 取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
取締役 郷原玄哉	郷原会計事務所 所長	特別の関係はありません。
取締役 佐野綾子	あや総合法律事務所 代表 株式会社すかいらーくホールディングス 社外取締役 株式会社Clas 社外監査役 株式会社アインホールディングス 社外監査役 独立行政法人経済産業研究所 監事	特別の関係はありません。
監査役 大滝真理	—	—
監査役 大村由紀子	株式会社ハルメクホールディングス 取締役 (監査等 委員)	特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況		主な活動状況及び 社外取締役に関与される役割に関し行った職務の概要
	取締役会	監査役会	
取締役 工藤和直	13/13回 (100%)	—	海外における製造技術や経営等の豊富な経験に基づき、当社の海外での事業展開や製造面に対する助言を行うなど、当社の経営全般に対する有益な発言を行っております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の議長として客観的・中立的な立場で当社役員等の指名プロセスや当社取締役の報酬決定に対する監視・監督を行っております。
取締役 野波健蔵	13/13回 (100%)	—	大学での長年の研究による専門的知識及びベンチャー企業の経営者としての豊富な経営経験を活かし、当社の技術戦略をはじめ経営全般に対し有益な発言を行っております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社役員等の指名プロセスや当社取締役の報酬決定に対する監視・監督を行っております。
取締役 後藤芳一	13/13回 (100%)	—	長年の企業のものづくりを中心とした産業振興に関する経済行政分野での幅広い経験と知見に基づき、当社の経営全般に対して有益な発言を行っております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社役員等の指名プロセスや当社取締役の報酬決定に対する監視・監督を行っております。
取締役 郷原玄哉	13/13回 (100%)	4/4回 (100%)	公認会計士としての長年にわたる監査法人での監査業務を通じた財務会計の専門家としての豊富な経験及び高い知見に基づく有益な発言を行っております。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 佐野綾子	9/10回 (90%)	—	弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識及び経験に基づく有益な発言を行っております。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 大滝真理	13/13回 (100%)	14/14回 (100%)	他社における内部監査及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づく有益な発言を行っております。
監査役 大村由紀子	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)	弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識及び経験に基づく有益な発言を行っております。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 取締役 郷原玄哉氏は、2024年3月28日の第48回定時株主総会にて監査役を退任し取締役に選任されたため、監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。なお、同氏の退任までの監査役会の開催回数は4回で

- あります。
3. 取締役 佐野綾子氏は、2024年3月28日の第48回定時株主総会にて選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。
 4. 監査役 大村由紀子氏は、2024年3月28日の第48回定時株主総会にて選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。
 5. 第48期の取締役会は13回（定時12回、臨時1回）開催されております。

八. 社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、会社法上の要件に加え、下記のとおり独自の「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しこの資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断しております。

「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員¹に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有していると判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。
 - ① 当社グループの業務執行者²である者
 - ② 当社グループを主要な取引先³とする者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ③ 当社グループの主要な取引先である者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ④ 当社グループから役員報酬以外に、一定額⁴を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑤ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑥ 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑦ 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者
 - ⑧ 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑨ 上記①～⑧に過去3年間において該当していた者
 - ⑩ 上記①～⑨に該当する者が重要な者⁵である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- (注) 1. 社外役員とは、社外取締役及び社外監査役をいう。
2. 業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。
3. 主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）をいう。
4. 一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。
5. 重要な者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。
2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な連結子会社のうち、Sodick(Thailand)Co.,Ltd.、Sodick Deutschland GmbH、Sodick Europe Ltd.、Sodick Singapore Pte.,Ltd.、Sodick, Inc.、Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.、沙迪克（廈門）有限公司、蘇州沙迪克特種設備有限公司、沙迪克機電（上海）有限公司、Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ④ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	144,993	負 債 の 部	60,566
流 動 資 産	101,522	流 動 負 債	34,440
現金及び預金	47,762	支払手形及び買掛金	5,574
受取手形、売掛金及び契約資産	16,969	電子記録債務	6,040
電子記録債権	2,220	短期借入金	4,245
商品及び製品	11,102	1年内償還予定の社債	140
仕掛品	9,641	1年内返済予定の長期借入金	8,645
原材料及び貯蔵品	10,879	未払金	1,498
その他	3,328	未払法人税等	475
貸倒引当金	△ 381	契約負債	3,855
固 定 資 産	43,471	製品保証引当金	498
有 形 固 定 資 産	32,238	品質保証引当金	3
建物及び構築物	37,070	賞与引当金	588
機械装置及び運搬具	25,670	その他	2,872
工具器具備品	5,021	固 定 負 債	26,126
土地	8,367	社債	160
リース資産	3,187	長期借入金	23,963
建設仮勘定	661	製品保証引当金	98
減価償却累計額	△ 47,740	退職給付に係る負債	746
無 形 固 定 資 産	2,220	資産除去債務	69
のれん	714	その他	1,089
その他	1,505	純 資 産 の 部	84,427
投 資 そ の 他 の 資 産	9,012	株 主 資 本	66,090
投資有価証券	6,657	資本金	24,618
長期貸付金	0	資本剰余金	9,717
繰延税金資産	858	利益剰余金	34,888
その他	1,523	自己株式	△ 3,134
貸倒引当金	△ 27	その他の包括利益累計額	18,286
資 産 合 計	144,993	その他有価証券評価差額金	1,366
		為替換算調整勘定	16,842
		退職給付に係る調整累計額	78
		非 支 配 株 主 持 分	50
		負 債 純 資 産 合 計	144,993

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上		73,668
売上原価		49,599
販売費及び一般管理費		24,068
営業外収益		21,837
営業利益		2,231
受取配当金	512	
持分法による利益	263	
受取利息	812	
受取配当金	102	
受取利息	106	
受取配当金	31	
受取利息	348	
営業外費用		2,178
支払利息	416	
支払利息	3	
支払利息	58	
支払利息	191	
支払利息	113	
特別利益		782
特別利益	119	
特別利益	563	
特別利益	299	
特別利益	1,699	
特別利益	28	
特別損失		2,711
特別損失	10	
特別損失	152	
特別損失	88	
特別損失	986	
特別損失	75	
税金等調整前当期純利益		1,314
法人税、住民税及び事業税	1,110	5,024
法人税等調整額	△194	915
当期純利益		4,108
非支配株主に帰属する当期純損失		7
親会社株主に帰属する当期純利益		4,115

貸借対照表
(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	96,665	負 債 の 部	48,915
流 動 資 産	49,911	流 動 負 債	25,164
現金及び預金	17,895	電子記録債権	6,040
受取掛手債	277	買掛金	4,411
電売子記簿	2,028	短期借入金	2,348
契約及び掛	9,484	1年内返済予定の長期借入金	8,270
商品及び掛	2,570	リース債権	54
仕材及び貯蔵	2,713	未払金	777
原材料及び貯蔵	5,365	未払費用	438
前着渡	5,432	未払法人税等	271
前払短期貸付	242	契約負債	1,069
関係会社短期貸付	269	預り金	63
未収替入	347	製品保証引当金	285
未収消費税	2,125	品質保証引当金	3
未収引当金	80	賞与引当金	458
その他金	1,028	その他の	671
倒引当金	20	固 定 負 債	23,750
	△28	長期借入金	23,459
固 有 形 固 定 資 産	46,754	リース債権	125
建物	17,397	製品保証引当金	98
構築物	1,186	資産除去債務	63
機械及び運搬具	7,016	その他の	3
車両器具	56	純 資 産 の 部	47,749
土工	2,918	株 主 資 本	46,506
土地	6,313	資 本 金	24,618
建物	359	資 本 剰 余 金	9,719
減価償却累計額	207	資本準備金	9,719
	△18,419	利 益 剰 余 金	15,302
無 形 固 定 資 産	1,119	その他利益剰余金	15,302
のれん	303	繰越利益剰余金	15,302
借入金	11	自 己 株 式	△3,134
フット加工	742	評価・換算差額等	1,243
電話加入	28	その他有価証券評価差額金	1,243
その他	33		
投 資 資 産	28,598	負 債 純 資 産 合 計	96,665
投資関係	2,943		
その他有価証券	13,388		
関係会社出資	0		
関係会社長期貸付	9,207		
関係会社前払金	2,040		
関係会社前払費用	298		
関係会社延税	462		
関係会社引当	66		
	115		
	82		
	△6		
資 産 合 計	96,665		

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		43,260
売上原価		33,053
売上総利益		10,206
販売費及び一般管理費		9,612
営業利益		594
営業外収益		
受取利息	244	
受取配当金	1,910	
為替差益	845	
賃料収入	133	
雑収入	100	
営業外費用		3,233
支払利息	340	
貸固定資産諸費用	151	
シケートローン手数料	190	
雑損失	84	
経常利益		766
特別利益		3,061
固定資産売却益	63	
投資有価証券売却益	563	
移転補償金	274	
その他	29	
特別損失		931
固定資産除却損失	97	
減損損失	88	
事業構造改善費用	392	
その他	37	
税引前当期純利益		616
法人税、住民税及び事業税	336	3,376
法人税等調整額	△168	168
当期純利益		3,207

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡部 興市郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソディックの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソディック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡部 興市郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソディックの2024年1月1日から2024年12月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、金融庁の行政処分を受け業務改善計画を提出したとの報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月26日

株式会社 ソディック 監査役会

常勤監査役 河本 朋英 ㊟

常勤監査役 河原 哲郎 ㊟

監査役 大滝 真理 ㊟

監査役 大村 由紀子 ㊟

(注) 監査役 大滝 真理氏及び大村 由紀子氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

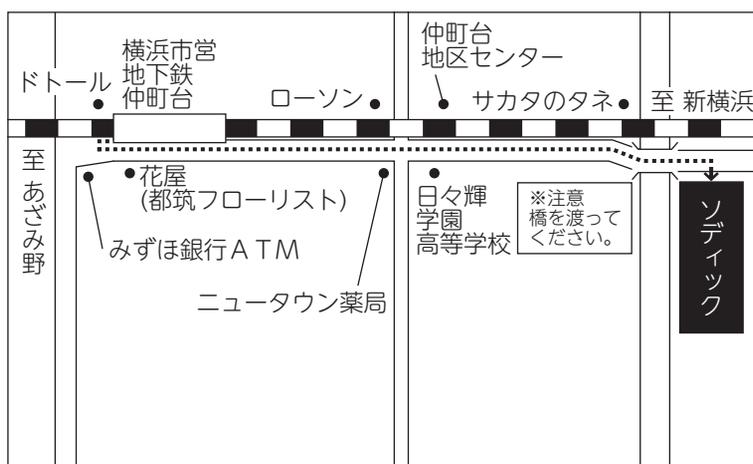
以上

株主総会会場ご案内略図

会 場：株式会社ソディック 本社3階会議室

住 所：横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号

T E L : 045-942-3111

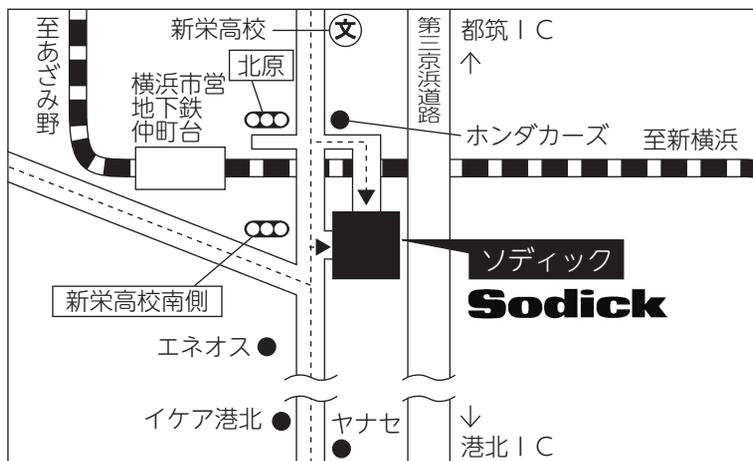


●電車でのご来場の場合

横浜市営地下鉄「仲町台駅」

下車徒歩約10分

【駅改札口にて左折、さらに左方向
(新横浜方面)へ線路沿いに直進】



●お車でのご来場の場合

第三京浜

☆港北ICより約2.3km

☆都筑ICより約1.5km

首都高速

☆横浜港北ICより約2.3km

※注意

新横浜・港北IC方面からおいでの方は、中央分離帯があるため正面車両入口には右折できません。

その先のホンダカーズがある北原交差点を右折し、約200m先右手の車両入口よりご入場ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。